

会議名称	令和4年度 第1回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	令和4年6月27日(月) 14時00分～		
開催場所	交野市立保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター) 体験学習室・お年寄り健康教室		
出席者	・委員 11人出席(欠席者4人)	・事務局 10人	合計 21人
			傍聴者 0人
配付物	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・【資料1】交野市立認定こども園 民営化に関する検証報告書(案) ・【資料2】交野市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について ・【資料3】計画の目標値等の進捗状況 ・【資料4】第2期交野市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度における実施状況 ・交野市子ども・子育て会議条例 ・交野市子ども・子育て会議条例施行規則 ・交野市子ども・子育て会議名簿 ・交野市子育てマップ(令和4年度版) 		
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. 委員紹介</p> <p>4. 事務局紹介</p> <p>5. 会長選出</p> <p>6. 会長挨拶</p> <p>7. 委員出席状況報告</p> <p>8. 議題</p> <p>会 長：それでは、令和4年度第1回交野市子ども・子育て会議の議題に入りたいと思います。まず、議題(1)「交野市立認定こども園 民営化に関する検証報告書(案)」について、事務局から説明をしていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>事務局：資料1「交野市立認定こども園民営化に関する検証報告書(案)」について説明させていただきます。</p> <p>令和2年4月に「市立第1認定こども園」の民営化を実施。社会福祉法人晋栄福祉会により、令和2年4月から「あまだのみやちどりこども園」として開設、令和3年4月に</p>		

は新園舎での保育をスタートされています。

本報告書は、民営化実施後、2年が経過した現段階でこれまでの取組について振り返り、民営化に伴う事業検証を行うものです。それでは検証報告書の構成について、目次をご覧ください。

初めに「民営化の検証にあたって」で始まり、

第1章「公立認定こども園の民営化の概要」

第2章「民営化までの取組状況」

第3章「民営化実施の基本的な考え方① 保育をめぐる課題解決への対応」

第4章「民営化実施の基本的な考え方② 子どもの最善の利益の確保」

第5章「民営化事業の検証」

最後に、「検証結果」となります。

それでは「2ページ」の「第1章 公立認定こども園の民営化の概要」をご覧ください。

「1. 民営化実施の基本的な考え方」として大きく2つ記載しています。1つ目は、本市における「保育をめぐる課題への対応」として、ひし形マークのところになります

- ・全市的な幼児教育・保育の質と水準の向上
- ・待機児童の解消
- ・施設の老朽化対策

などがあります。

2つ目は「子どもの最善の利益の確保」として

- ・優良な法人の選定
- ・子どもの影響に配慮し、十分な引継ぎや、移行後のフォローの実施
- ・保護者の意見の反映

などがあります。

この2つの「民営化実施の基本的な考え方」を基に、「民営化基本方針を策定」し、民営化に取り組みました。4ページの「第2章 民営化までの取組状況」をご覧ください。

「1. 民営化基本方針の策定」について

民営化基本方針の策定については、「保護者説明会」「パブリックコメント」を実施し、「子ども・子育て会議」に諮り、答申を受け、成案化しました。成案化した基本方針を基に、その後の民営化の取組を進めました。

5ページの「2. 保護者説明会の実施」、次のページの「3. 移管法人選定委員会の設置」

「4. 移管法人の選定」移管法人として社会福祉法人晋栄福祉会が選定されました。

次に、7ページの「5. 協定書の締結」では、今回の民営化園は「公私連携幼保連携型認定こども園」となり、これまでの公立で培ってきたノウハウや運営方法等が確実に引き継がれるよう、協定書の締結により、担保しました。この点は、保護者説明会において、「民営化により運営方針が大きく変わるのではないか」といった不安の声への対応となっています。

次のページの「6. 保育の引継ぎ」になります。この点につきましても、保護者説明会において、「民営化により保育士が入れ替わり、環境が急激に変化することで、子どもへの影響が不安」といった声が多くありました。基本方針では、民営化により、すべての保育士が入れ替わることを想定し保育の引継ぎを計画していましたが、民営化を進める中で、法人の働きかけにより、民営化移行後の園長に公立園の園長経験者を、保育士も公立園で勤務していた保育士を雇用することとなり、全員が公立園の保育経験者となったことで、より在園児、保護者に寄り添った円滑な保育の引継ぎが可能となりました。また、「7. の市職員の保育士の派遣」により、民営化による急激な環境変化を生じさせない取組を実施しました。

次のページ「8. 三者協議会の設置」になります。保護者、移管法人、市で「三者協議会を設置」し、移管に伴う諸事項について、3者合意のもと移管を進めました。ざっとになりますが、第2章の「民営化までの取組状況」になります。

次に10ページの「第3章 民営化実施の基本的な考え方① 保育をめぐる課題解決への対応」になります。

「第3章」では、「第1章」の「民営化実施の基本的な考え方」の1つ目「保育をめぐる課題解決への対応」について、どの程度、実行することができたのかを記載しています。

「1の民営化による財政効果の活用」をご覧ください

財政効果としては「(1)の運営コスト」「(2)の施設整備コスト」の2点があります。

(1)の運営コストにつきましては年間6千3百万円の財政効果があり、この財政効果を活用し、課題としていた、市全体の幼児期の教育・保育の質の向上の取組を進めました。

(2)の施設整備コストについては、民営化法人で新園舎の整備を行うことで、総事業費約5億5千万円のうち、市負担は約6千7百万円、残り約4億8千万円が国、法人が負担することで、施設の老朽化対策を実施し、保育環境の整備を行いました。

次に「2、待機児童の解消」について、11ページの一番下の表をご覧ください。

令和2年4月には待機児童が18人となっています。令和3年4月に新園舎開設による保育定員の拡充もあり、令和3年4月、令和4年4月の待機児童が解消されています。

次のページに「全市的な幼児期の教育・保育の質の向上」のために市が新たに創設、拡充した取組について記載していますのでご確認ください。上から、フリー保育士等配置事業については、令和2年度で7園、令和3年度で10園が取組を行っております。

また、看護師配置事業についても、令和2年度で3園、令和3年度で4園が取組を行っております。

次に、14ページに進みます。

「第4章 民営化実施の基本的な考え方② 子どもの最善の利益の確保」では、第1章の「民営化実施の基本的な考え方」の2つ目「子どもの最善の利益の確保」について、どの程度、実行することができたのかを記載しています。

「1の民営化前後の園運営の比較」をご覧ください。

今回の民営化園は「公私連携幼保連携型認定こども園」であるため、「市との協定の締結」、「3者協議会の設置」により、保護者からの意見も反映し、基本的な運営については、公立園の保育が継承されたほか、民間法人の有する柔軟性・即応性が活かされ、大きくサービスの向上が図られました。表をご覧ください。

一つ目の項目、基本的な運営条件については、民営化前後で変更はございません。

14 ページ一番下の「一時預かり保育」について、民営化前は午後2時～午後5時までであったが、民営化後は、朝の1時間と、夕方の1時間が延長されました。

次に、15 ページの上から1つ目と、2つ目になります。

延長保育料、副食費が引き下げられ、保護者負担の軽減になっています。また、一番下の新たな取組として、体調不良児対応型の病児保育事業が実施されています。

次のページをお願いします。

16 ページでは、あまだのみやちどりこども園の「新園舎の開設」について記載しています。

ページ一番下の表をご覧ください。民営化後、令和3年4月に新園舎へ移転しました。定員については、移転の際に165人から210人へ拡充しております。

次のページをお願いします。「客観的評価の実施」として、2つ行っております。

1つ目が「(1)の保護者アンケートの実施」になります。

2つ目が19ページにあります「第3者評価の受審」になります。

17ページの「保護者アンケートの実施」に戻ってください。下のグラフをご覧ください。

アンケートは1回目を令和2年度末、2回目を令和3年12月に実施しております。

1つ目の項目「公立園が実施する教育・保育内容の引継ぎについて」

「安心している」との回答が1回目は90%、2回目が96.2%となっております。

2つ目の項目「移管法人の取組について」

「満足している」との回答が1回目は93.3%、2回目が94.8%となっております。

どちらの項目においても9割の保護者が安心、満足との回答でした。

18ページをご覧ください。

アンケート結果を表にしたものと、自由記述欄にあった意見の一部を記載しております。

次に、19ページ、2つ目の「第3者評価の受審」になります。「第三者評価」とは、福祉施設・事業所でのより良い福祉サービスの実現に向け、公正・中立な第3者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みのことです。

評価結果は、四角でかこっているところになりますが、より良い福祉サービスの実現に向けた達成度を「A、B、C」の3段階で評価されます。

「A評価」は「質の向上を目指す際に目安となる状態」

「B評価」は「Aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態」

「C評価」は「B以上の取組となることを期待する状態」を指します。

下のグラフが「第3者評価」の結果のまとめになります。民営化前と民営化後に受けたものになります。評価は全部で66項目実施されています。平成30年度に実施した「民営化前」は66項目中、A評価が4.5%、B評価が56.1%、C評価が39.4%でした。

令和3年度に実施した「民営化後」はA評価が71.2%、B評価が28.8%、C評価は0という結果となり、民営化後の福祉サービスについて、大幅に向上していることが分かります。

次のページに項目ごとの評価結果を記載しております。

次に、21ページをお願いします。

最後に第5章で「民営化事業の検証」を行っています。四角で囲っている部分の4行目からになります。

「今回の民営化については、第1章に掲げる民営化実施の基本的な考え方にに基づき、全市的な幼児期の教育・保育の質の向上、待機児童の解消、施設の老朽化などをはじめとした「保育をめぐる課題への対応」と、優良な移管法人の選定、十分な引継ぎや移行後のフォロー体制、保護者の意見等の反映などの「子どもの最善の利益の確保」の2点を念頭に「民営化基本方針」に基づいてどの程度、確実に実行することができたのか、またその結果どのような効果をもたらしたのかなどについて、以下において検証を行う」とし、まずは「検証1」をごらんください。

【「保育をめぐる課題への対応」に関する検証】になります。課題として3つ上げていました。

1つ目「全市的な幼児期の教育・保育の質の向上及び多様化する子育て施策のための財源確保」

2つ目「待機児童の解消」

3つ目「施設の老朽化対策」

1つ目について

民営化により6千3百万円の財源を確保し、フリー保育士配置事業、看護師配置事業等の新たな事業を創設、また、保育人材確保に関する事業を新たに実施し、全市的な幼児期の教育・保育の質の向上へつなげることができました。

2つ目「待機児童の解消」について

これまで私立幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育施設の開設などにより保育の受け皿の拡大に取り組んできたところ、令和2年4月に待機児童18人となりました。民営化園における新園舎整備により保育定員を46人拡大されたこともあり、令和3年4月、令和4年4月時点において、2年連続で待機児童を解消することができた。

3つ目「施設の老朽化対策」について

公立園の施設の老朽化が著しく、対応が必要となるなか、民営化園による新園舎整備にかかる総事業費約5億5千万円のうち、市負担は約6千7百万円、残り約4億8千万円が国、法人負担により新園舎が整備された。これにより、公立園として新園舎を建設した場合の約1/8程度の財政負担で保育環境の整備を図ることができた。

次に22ページ【検証2】「子どもの最善の利益の確保」に関する検証を行います。検証項目として3つあります。

1つ目「優良な移管法人の選定」

2つ目「保護者に十分な情報提供を行い、意見や要望を事業内容に反映」

3つ目「引継ぎ保育及び移行後のフォロー」です。

1つ目「優良な移管法人の選定」について

民営化法人の社会福祉法人晋栄福祉会は、40年以上前から保育所を運営し、現在では20以上の保育関係施設を運営、保育分野で顧客満足を向上させるための品質マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO9001」を取得しているなど、保育分野に精通した優良な法人の選定を行うことができました。

2つ目の「保護者に十分な情報提供を行い、意見や要望を事業内容に反映」について

保護者説明会については、民営化基本方針を策定する前、策定後の内容の説明、移管法人の選定、保育の引継ぎ等、進捗に応じた情報提供など、延べ11回実施し、できる限り丁寧な説明、対応に努め、保護者の不安解消に努めました。また、3者協議会において、意見交換を重ねることで、副食費や延長保育料の引き下げが行われるなど、保護者の負担軽減が実現し、主食の提供や病児保育の実施など公立園では実施していなかったサービスが実現し、民営化前と民営化後の運営は大きく改善されるものとなりました。

3つ目の「引継ぎ保育及び移行後のフォロー」について

民営化園の保育士全員が公立園の保育経験者となったこと、民営化園の園長が公立園の園長経験者であること、また、市から現役保育士の派遣を行ったことで、民間園への移行に伴う急激な環境変化を生じさせない結果となりました。

以上のことから最終の「検証結果」として、23ページの4行目からになります。

民営化実施の基本的な考え方とした「本市の保育をめぐる課題解決への対応」「子どもの最善の利益の確保」を図ることができたものと考察する。

以上が検証報告書の内容になります。よろしくお願いします。

会長：ありがとうございました。それでは、今の説明に関して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

会 長：それでは、私の方から何点かお聞きしたいのですが、

1 点目が、どこの自治体でも公立園を減らすという方向になっていると思うが、減らしていく中でも、あえて残す公立園の意義を交野市としてどう考えていますか。

2 点目が、7 ページで、公私連携幼保連携認定こども園というのを打ち出しているが、公私連携をあえて前面に出したことで出た効果はどういったところでしょうか。

3 点目が、8 ページで、民営化の引継ぎの際には、どうしても保育士が足りない、新しい先生と前の先生がうまくいかない等いろいろあると思うが、保育士全員が公立園勤務経験者となり、引継ぎがスムーズに行われたと書かれているが、実際にはどんな感じだったのでしょうか。

4 点目が、6 千 3 百万円の財政効果があったとのことだが、市全体の保育の質向上に効果があるようなところもあれば、あまり効果が出てないところもあるようなので、その辺りの見通しはどのようなもののでしょうか。

事務局：それでは順番にご説明させていただきます。

1 点目について、今回の民営化は、市全体の方針の中で、民間の活力を導入しており、全体的な整理が行われる中での民営化でございました。交野市の 9 割以上が私立の園で、交野市の保育が成り立っている現状がある。とはいえ、今般のコロナの対応など、今すぐ対応しないといけない課題がたくさん出てくる中で、国の方針などを踏まえて、公立での取組や考え方など、民間と共有し大きく保育のサービス内容が異なるということがないように、そういう意味では、公立園が一定の基準になっていくのではないかと考えております。後で出てくる最後の市全体の政策というところに繋がってきますが、例えば障がいのある園児さんのことというのと、これまでおそらく公立園の方が多くの園児を受け入れてきたので、長年の取組で得たものについては、全市的に共有を図って、どの地域の子でも、どの園に行っても、同じサービスを受けられるよう取組を今後に進めていきたいという考えがあります。

2 点目の公私連携については、本市では初めてのことで、他市ではもっと古くから民営化の取組が進められておりました。交野市でも今回、民営化をするということで、保護者の皆さんから 1 番言われたのは、「ある日突然、全然知らない先生たちや環境が変わってしまい、子どもたちが混乱するのではないか」「公立だから選んでいたのに、民間になるとは聞いていません」という声をいただきました。そういった意味では、できるだけ変化をさせない。少なくとも在園時が卒園するまでの期間については、民営化をするけれども、できるだけ内容を変えない、そうするにはどうしたらいいかという中で、子ども・子育て支援法の中で位置付けられました公私連携を活用して、協定の中でしっかりと公立で行っている保育を継続するというのを、明確に考え方として打ち出しました。できるだけ保護者の皆さんが不安にならないように、実際に民営化になった後も「ほら、やっぱり」と言われることがないように、しっかりと担保していくというところでは、

公私連携によってしっかりと引継ぎができたものと考えています。また、公私連携というと、三者協議会、法人と保護者と市の三者で変えないようにする中でも、「もっとこうした方がいいんじゃないか」という意見もたくさんありましたので、変えるべきところは三者で合意の上、変えていく。例えば、延長保育のあり方や様々な細かいところ、クラスの名前なども三者で合意をして、公私連携という考え方に基づいて進めることができたと考えております。

3点目について、法人の努力も非常に高いものがあり、プラス民営化前の『あまだのみや幼稚園』の先生方、特に先生方の気持ち、園児をずっと卒園まで見送るつもりで働いていたが、突然の民営化でそれもできなくなるというところもあって、先生方の思いと法人の思いが合致したところで先生たちが残ってくださるというような大きな決断がありました。子どもとしては嬉しい出来事でありました。引継ぎという面では、通常年度が変わる時には担任も変わり、新しい環境にもなりますから、できるだけそれに近い形で引継ぎができたのではないかと思います。行事にしても基本、公立園の行事を引き継ぎ、園舎についても1年目は旧園舎でしたので、施設も変わらない中での引継ぎになりましたので、学年の調整をきちっと前年度のうちに把握しておく、あるいはクラスの子どもたち一人一人の顔や特性を事前に把握し4月を迎える準備が十分にできたのではないかと考えております。

4点目について、先ほど申し上げた部分と少し重なるのですが、市全体の保育の質の向上というテーマを、今回の民営化を機に市としての政策として掲げさせていただいている。いろんなやりたい事がたくさんあるが、何分お金がかかるので、財源の確保が必要であります。その辺りは今回の民営化で年間6千数百万円のコストが活用できましたので、それを使わせていただいて、市全体の質の向上につないでいきたいと考えております。ただ、令和2年度以降、こういった取組がスタートしたが、すでに一部民間園で活用させていただいており、着実に良いスタートがきれたと思う一方で、なかなか進んでいない所があるのではないかと指摘もある。一つは保育士人材の確保が課題となっている。12ページ、13ページに載っているような事業を展開しようと思うと、どうしても保育士人材の確保が必要となってくる。市としても就職フェアを開催したり、私立園の先生方と協力して人材の確保に努めているところで、一人でも多くの人材の確保につながって、様々な事業を展開していければ、民営化の基本方針にありますように、全市的な質の向上が着実に図っていただけるのではないかと考えておりますので、今後、足りない部分はこれからもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

会 長：どうもありがとうございます。4つの質問についてもよくわかりました。この点に関して、他の点に関して何かご意見、ご質問などありませんか？

委 員：第三者評価のことですが、20ページの資料で平成31年1月22日に1回目を受けられて、2回目を令和3年11月24日に受けられたということで、非常に良い評価がついております。公立の園長経験者が園長先生になられた、公立の非常勤の方がそのまま民営化後も

働いている中で、評価が上がったのは、法人がすごく努力をされたと思います。私も以前、第三者評価のサーベイヤー（評価調査者）させていただいたけれども、なかなか評価を上げるというのは難しいことで、経営者だけが努力をしてもできない。現場の職員の地味な、園を良くしていこうと取組まれた結果で、この辺は評価されてもよいかなと思う点です。

会 長：ありがとうございます。これを見ると驚くほど変わっているが、保育環境が変わったところもあるかと思うが、やはり実際お願している方々や現場の方々が努力されたのかなと思います。

他に何かありますか。

委 員：13 ページの障がい児保育事業の拡充のところ、令和 2 年度と令和 3 年度の 1 園の下のかっこの中に 7 園と書いてあるのはどういう意味ですか。

事務局：拡充させてもらった事業になりまして、説明のところ、拡充分と書かせていただいているのが 1 号認定、幼稚園の子どもに対して令和 2 年度から拡充させてもらった事業になります。それ以外に以前から取り組みさせてもらっている事業として 2 号認定と 3 号認定、保育所の児童に対しては以前から対象にさせてもらっていた事業になります。かっこの中が以前から取り組んでいた実績というところなので、保育所部分に対しての補助実績になりまして、上の 1 園が令和 2 年度から新たに拡充された 1 号認定の子どもに対しての補助実績になっております。

委 員：この障がい児というのは、発達障がいも入っていますか。

事務局：入っています。

会 長：他にないようであれば、次の議題に入らせていただきたいと思います。

議題（2）「第 2 期交野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」について、事務局から説明をしていただきますので、よろしくお願いします。

事務局：お手元の A3 の大きな用紙の資料 2 をご覧ください。資料 2 は子ども・子育て支援事業計画の点検・評価を図式化したものです。子ども子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に策定が義務付けられておりますので、子ども・子育てに関する支援を総合的、効果的に推進することを目的に、平成 27 年度に第 1 期、令和 2 年度から第 2 期の子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。策定にあたりましては、国が定める基本指針に沿って定めることとなっております。

まず、一番左の枠の 国の基本指針に、市町村の計画に定めることが必須のものとして基本的記載事項と各自治体の裁量による任意記載事項があり、第 2 期交野市子ども・子育て支援事業計画で、基本的記載事項を第 6 章に、任意記載事項を第 4 章、5 章にて目標を定めています。この計画を推進体制の充実、点検・評価に向けて、第 7 章で位置付けて

あり、毎年度、事業の実績数値等から、AからCに区分し点検・評価を行い、その達成状況の評価するかたちとなっております。こうした点検・評価を本日、子ども・子育て会議にて行っていただいた後、その結果を公表させていただきたいと考えております。資料2については以上です。

会 長：ただ今の資料2「計画の点検・評価」の説明の中で、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

引き続き、資料3「計画の目標値等の進捗状況」、資料4「新規拡充進捗管理」の実績報告をまとめて事務局から説明をお願いします。

事務局：「1. 教育・保育施設及び地域型保育事業」の進捗状況について説明いたします。本市では教育・保育提供区域を「1・2 中学校区」、「3・4 中学校区」の2区域の設定をしています。

2 ページに「1・2 中学校区」、3 ページに「3・4 中学校区」、4 ページに「市内全域」の数字を記載しています。また、5 ページには評価内容を記載しております。評価については資料3の1 ページ目、1 番下になります。ABCという評価になり、

Aが計画通り、または計画以上に進んでいる。

Bが計画通り進んでいるが、需要等の課題がある。

Cが計画を下回っている。計画や需要に課題が多いとなっております。

4 ページの市内全域分により、令和3年度の実績報告をさせていただきます。

令和3年度の欄をご覧ください。区分が1号認定、2号認定、3号認定に分かれています。また、区分の縦の欄、に計画値として「①量の見込み」「②確保の方策」を定めています。その下に実績値として「申込児童数」「利用定員数」を記載しています。「計画値」の「量の見込み」と「実績値」の「申込児童数」の比較により「児童数」が計画どおりかを確認します。また、「計画値」の「確保の方策」と「実績値」の「利用定員数」の比較により「保育の受け皿の確保」が計画どおりかを確認します。

それでは、令和3年度の1号認定をご覧ください。幼稚園児になります。「児童数」については、計画値の「量の見込み」は、「1号の946人」と「2号の内、教育の利用希望238人」の合計「1,184人」、実績値の「申込児童数」は「1,011人」であり、計画以上の需要の増はありません。

また、「定員の確保」については、計画値の「確保の方策」は合計が「1,529人」、実績値の「利用定員数」は「1,527人」となっており、計画どおりとなります。

評価は、計画どおりであるため「A」となります。

次に、2号認定の保育利用希望をご覧ください。3歳から5歳の保育を必要とする児童になります。「児童数」については、計画値の「量の見込み」が871人、実績値の「申込児童数」が914人となっており、計画以上の需要の増加があります。「定員の確保」については、計画値の「確保の方策」が921人、実績値の「利用定員数」が911人となってい

ます。

評価は、「定員の確保」において、「実績値」が「計画値」に達していないため「C」となります。

次に、3号認定の内、0歳の保育を必要とする児童になります。「児童数」については、計画値の「量の見込み」が97人、実績値の「申込児童数」が74人となっており、「実績値」が「計画値」に達していません。「定員の確保」については、計画値の「確保の方策」が153人、実績値の「利用定員数」が153人となっており、計画どおりとなります。評価は、計画どおりであるため「A」となります。

次に、3号認定の内、1歳・2歳の保育を必要とする児童になります。

「児童数」については、計画値の「量の見込み」が544人、実績値の「申込児童数」が587人となっており、計画以上の需要の増加があります。

「定員の確保」については、計画値の「確保の方策」が586人、実績値の「利用定員数」が563人となっています。

評価は、「定員の確保」において、「実績値」が「計画値」に達していないため「C」となります。

以上が、教育・保育施設及び地域型保育事業の令和3年度の進捗状況になります。

続きまして、【資料3】の6ページからの説明をさせていただきます。

6ページからは、「地域子ども・子育て支援事業」13事業の量の見込みと確保の方策・実績及び評価を掲載させていただいております。財源内訳については、令和3年度の決算額となっておりますので、国費については、項目確定後修正となります。

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、健康増進課と、交野市立地域子育て支援センターの2か所で実施しています。この2か所が、定期的に連携会議を開催し、情報共有を行い支援につなげています。また、コロナ禍の子育て相談としてオンライン相談を実施した。評価は、Aとなります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

交野市に4か所、中学校区ごとに1か所ずつ地域子育て支援拠点事業を実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、開設できなかった期間があり、また定員に制限を設けたため、実績が減少しましたが、オンライン講座を実施し、コロナ禍でも講座に参加できる環境を整えました。評価は、A
引き続き、色々な状況に対応しながら、子育て親子が安心して利用できる場の提供に努めます。

7 ページ

(3) 妊婦健康診査事業

全ての妊婦が妊婦健康診査を、必要回数受診できるように受診補助を行うことで、経済的問題を抱えている妊婦の健診未受診による母子の出産によるリスクを軽減し、安心安全な出産を支援した。評価は、A

引き続き、より安心して健やかな妊娠出産ができるよう、すべての妊婦に対して 14 回の公費負担を確保します。

(4) こんにちは赤ちゃん訪問

計画値より実績が下回る結果となりましたが、4 か月児健診までに赤ちゃん訪問を実施することで、支援の必要な家庭に早期接触し、早期フォローにつなげることができているため、評価は、Aとなります。

8 ページ

(5) 養育支援訪問・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業においては、3 名の支援対象者に対して計 72 回訪問し、支援を行いました。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業では、要保護児童対策地域協議会において情報交換及び支援内容の協議を行い、専門性向上のための研修会や市民啓発事業を実施しました。また、児童虐待の早期発見・発生予防のために、関係機関との連携強化に努めました。評価は、Aとなります。

(6) 子育て短期支援事業

複数の児童養護施設と契約し、適切に対応できる体制を整えているため、評価は、Aとなります。児童養護施設の漢字が間違っておりますので、修正させていただきます。

9 ページ

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

全体的な供給体制は確保しているため、評価は、A となります。

(8) 一時預かり事業

認定こども園等での一時預かりの受入体制を整えているため、評価は、A となります。

10 ページ

(9) 延長保育事業

認定こども園等の在園児に対して、必要なニーズに応じて延長保育を実施しているため、評価は、Aとなります。

(10) 病児保育事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少しています。事績値は、確保方

策を下回り利用実績は 12.4%となりました。評価は、B
引き続き、新型コロナウイルス感染予防対策を行い、安心安全な事業実施に努めます。

11 ページ

(11) 放課後児童健全育成事業

待機児童ゼロを継続することができた。郡津児童会等の児童会専用施設におけるトイレの改修、及び蛇口の自動水栓回収を行いました。評価は、Aとなります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

対象者へ実費徴収に対する補助を行いました。評価は、Aとなります。

12 ページ

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼保連携型認定こども園の支援が必要な 1 号認定の子どもに対して、必要な支援を実施するため、保育士の加配を実施しました。評価は、Aとなります。

引き続き【資料 4】のご説明をさせていただきます。

【資料 4】は、第 2 期交野市子ども・子育て支援事業計画の施策の中から、先ほど、資料 3 で報告させていただきました 13 事業以外の「新規、拡充」を抜粋し、令和 3 年度における施策の実施状況をまとめております。その中から、新規の事業を重点的に報告させていただきます。

1 ページ

No.24「私立認定こども園等への助成」につきまして、令和 2 年度に引き続き、令和 3 年度、記載事業を実施しております。

No.38「交野市子ども家庭総合支援拠点の設置」につきましては、令和 2 年度に設置しております。

2 ページ

No.46「児童発達支援センターの設置」につきましては、令和 3 年度に設置しております。

No.55「医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置事業」につきまして、コーディネーターの配置に向けて、ワーキングを立ち上げ、検討を行いました。

3 ページ

No.98「幼児教育・保育に関する専門的な人材の配置」につきまして、アドバイザー認定者数は、令和 3 年度の実績は 1 人となっております。

5 ページ

No.140「開かれた学校づくりの推進」第一中学校区学校運営協議会の設置に向け、第一中学校区開校準備委員会を、6回実施しています。

【資料3】【資料4】の実績報告の説明は以上となります。

会 長：ありがとうございました。それでは、ただ今の「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況」について、ご質問ご意見等がありましたら、お願いします。

では、私の方から、資料3の4ページ、2号と3号の1、2歳の評価がCだったということで、利用定員数が確保できなかったということだが、今後の令和5年以降、どうなりそうでしょうか。

事務局：来年度以降も、保育所等の新設が予定されており充足できると考えております。

委 員：同じく4ページ、C評価ですが待機児童0となっております。計画上はもう少し増やさないといけないということだが、待機児童0なのに増やすというところの整合性はどうなっているのか。

事務局：待機児童は令和3年度0で達成となっておりますが、待機児童に含まれない申込者がいるところと、おそらく令和2年度と3年度においては、コロナ禍の中で申込者が若干減っていると考えており、今後の見込みについては、今年度中間見直しというところで、そのあたりを踏まえて確保計画を進めていければと考えています。

会 長：この辺り、大変難しいと思います。出生数の問題、女性の就業率の問題、コロナの問題もあり様々なことが絡んでくる。さらに、増やしすぎると園の方も負担になるというか、園を圧迫するところまでできてしまうかもしれない。

B評価のところ、10ページの病児保育について、利用者がどこまで求められているかわからないところがあると思うが、利用する際の利便性の問題。他市などは、結局、枠があってもどの部分が利用できないかわからない状況だと、かなり面倒だったりするケースがある。利便性についてはいかがですか。

事務局：利便性の件については、今、交野市の病児保育については1か所設置しているところがございます。第2期策定の時も、1か所からできれば2か所というところを検討しています。今後、各医療機関等と病児保育新設等も検討しながら進めていきたいと考えております。今回の実績が少ないのは、コロナ禍で仕事を控えていたり、在宅でということもありコロナがだんだん収束するにしたがって、病児保育のニーズも上がってくると思うので、そのあたりも今後検討するところです。

委員：5 ページ（特定教育・保育施設及び地域型保育施設にかかる施設型給付費）のところ、令和2年度決算額は「1号認定子ども」「2.3号認定子ども」となっているが、令和3年度以降の決算額の項目では「特定教育・保育施設」「地域型保育施設」と変わっているのはなぜか。

事務局：表記が誤っております。令和2年度決算額の項目「1号認定子ども」「2.3号認定子ども」が正しく、令和3年度以降もその形になっておりますので、修正させていただきます。申し訳ありません。

会長：修正をお願いいたします。今、説明がありました「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況」については、事務局の案のとおり、ホームページ等を通じて公表するというので、みなさまよろしいでしょうか。なお、委員のみなさまからご指摘等がありました箇所については、事務局で修正を加えるよう、お願いします。委員のみなさま、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：では、事務局、令和3年度の実績について、公表よろしくをお願いします。それでは、議題の（3）その他とありますが、事務局、お願いします。

事務局：特に案件はございません。

会長：みなさま、本日の案件につきまして、確認等ございますか。なければ、事務局から次回開催についてお知らせください。

事務局：次回開催のお知らせの前にお伝えさせていただきます。本日の会議資料の配布が直前になりましたので、今回の検証報告等につきまして、いろいろと貴重なご意見も頂戴いたしました。ただご意見等ございましたら、7月8日ぐらいまでを目途に事務局までご連絡いただきましたら助かります。よろしくお願いいたします。次回の交野市子ども・子育て会議でございますが、子育て施策におきまして、審議が必要な案件が発生いたしましたら、その都度開催といたしたいと考えております。その節は、どうぞよろしくお願いいたします。申し上げます。

会長：次回開催につきましては、案件があれば、みなさんのご都合をお伺いして、事務局で調整し、ご案内いただくということです。事務局、よろしくお願いいたします。では、本日の案件は全て終了いたしました。ご多用中のところ、本日はお疲れ様でした。これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。